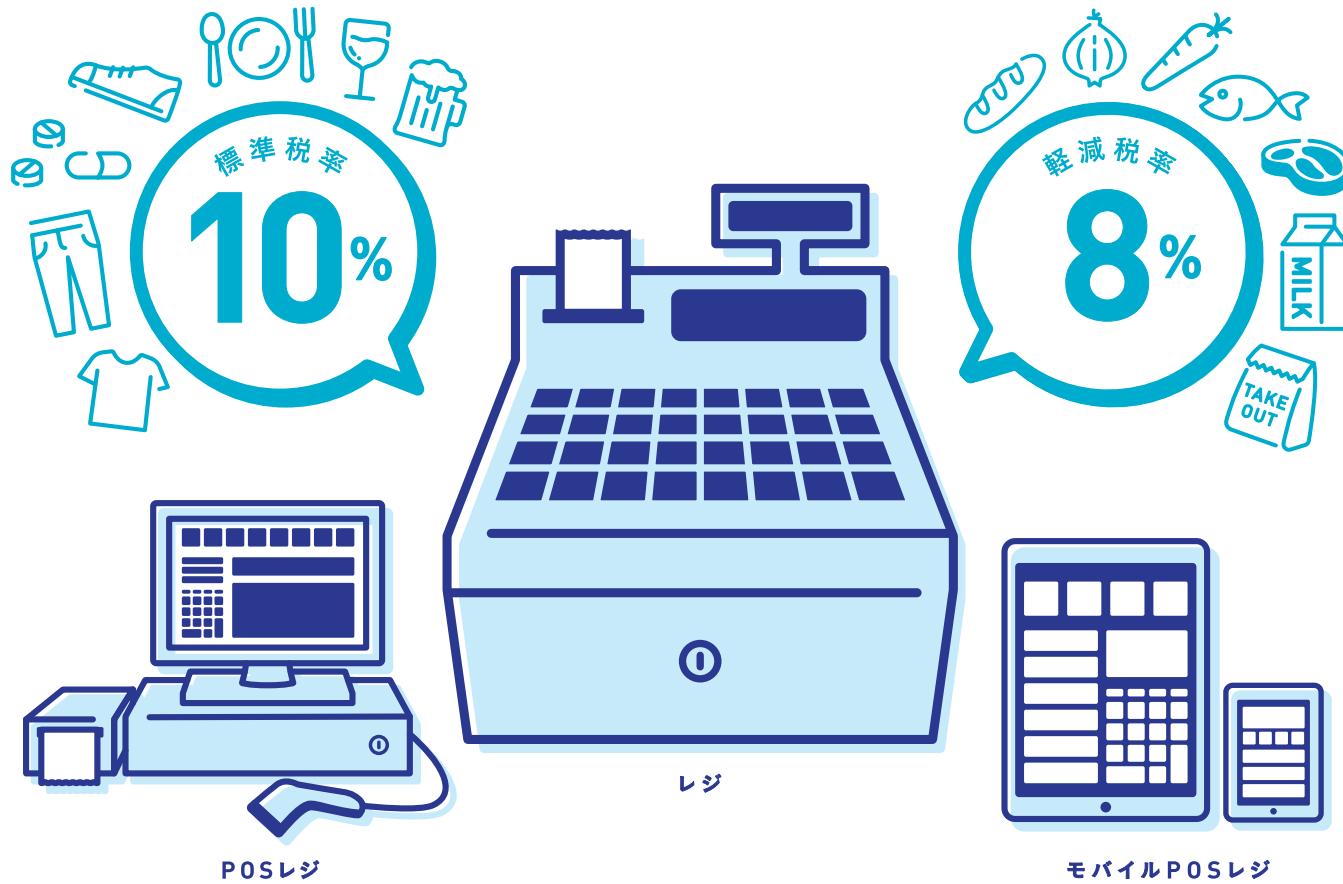


軽減税率に対応していないレジは 買替・改修が必要です



軽減税率制度はあなたのお店にも影響があります。

今年の10月から軽減税率制度が実施されるにあたり、
軽減税率対象商品を取引する場合、「標準税率」と「軽減税率」を区分した請求書や領収書の
発行が必要となります。今、軽減税率対応のレジに買替・改修すれば、

国の補助金が使えます。

レジ1台あたり20万円まで。原則、費用の3/4を補助。

1 軽減税率対応レジや券売機の導入・改修の支援

☑ ポイントチェックしよう！

- 今使っているレジが軽減税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日(月)までにレジ・券売機の契約等の手続きを完了し、2019年12月16日(月)までにレジ・券売機の設置(導入・改修)、支払いを完了し、補助金を申請する。
(メーカーや販売店、ベンダー等の代理申請も可能)。

対象者 軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売業者等

補助率 原則3／4

なお、3万円未満のレジ購入の場合 4／5

補助上限 レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円

なお、商品マスターの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円
1事業者あたり上限200万円

※導入を希望する軽減税率対応レジが納入されるまでの間、代替機として他の対応レジをレンタルする場合の費用も、商品マスターの設定等の経費に係る補助上限額(20万円)の範囲内で補助の対象になります。

申請期限 2019年12月16日(月)まで



2 請求書管理システムの改修等の支援

☑ ポイントチェックしよう！

- 区分記載請求書等保存方式に対応するため、システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 2019年9月30日(月)までに請求書管理システムの契約等の手続きを完了し、2019年12月16日(月)までに請求書管理システムの導入・改修、支払いを完了し、補助金を申請する。
(メーカーや販売店、ベンダー等の代理申請も可能)。

対象者 軽減税率制度の実施に伴い請求書管理システムの改修等を行う必要がある
中小の卸売事業者、製造事業者等

補助率 原則3／4 ※プリンター、パソコン等のハードウェアの上限は10万円

補助上限 150万円

申請期限 2019年12月16日(月)まで



3 受発注システムの改修等の支援

対象者 軽減税率制度の実施に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある
中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率 原則3／4

補助上限 1000万円(発注システム)、150万円(受注システム) ※プリンター、パソコン等の
ハードウェアの上限は10万円

完了期限 2019年9月30日(月)まで

※対象者が自ら購入し導入する場合、補助金申請は、2019年12月16日(月)まで

